

子供と女性のセーフティニュース

～子供・女性を狙った性的犯罪等の発生状況と防犯対策～

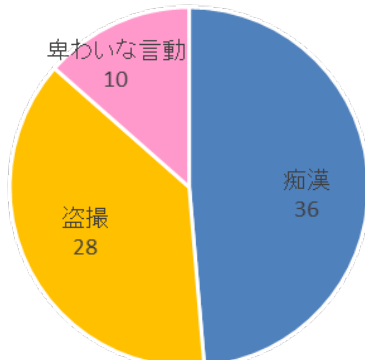
令和5年7月号「神戸版」

【女性に対する盗撮・痴漢・卑わいな言動の認知状況について】

本年6月末、神戸市内において女性に対する迷惑防止条例違反（盗撮、痴漢、卑わいな言動）を **74件** 発生しています！

※ 卑わいな言動とは、「いやらしい内容の声掛け」「スカートめくり」「わいせつな動画を見せつける行為」等のことです。

〈内訳〉



被害に遭われたときは、大声を出したり、防犯ブザーや防犯アプリを使用するなど、周りの人に助けを求めましょう。

〈時間帯別〉



帰宅時間帯の発生が最多！

～事例～

- 女性が買い物中、後ろから身体を触られた。
- 女性が駅のエスカレーターを利用中、スカート内にスマートフォンを差し入れられた。
- 女性が入浴中、浴室の窓からスマートフォンを差し入れられた。
- 女性が通行中、バイクでつきまわれ、卑わいな言葉を掛けられた。

新しい法律が施行されました！

刑法の一部改正により、
「不同意わいせつ罪」

6ヶ月以上10年以下の懲役に
該当する可能性も！

痴漢は犯罪です！

「性的姿態等撮影罪」が新設され
正当な理由なく、ひそかに性的な
部位・下着等を撮影すれば、

3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金

NO！盗撮！

被害に遭ったり、被害を見たときは、ためらわずに110番通報！！

※ グラフの数値は、生活安全特別捜査隊が独自調査したもので、犯罪統計の数値とは異なります。
また、今回の数値は、令和5年1月～6月中に認知した20歳以上の女性に対する迷惑防止条例違反の件数です。

